

会議の名称	令和4年第6回本庄市農業委員会総会
開催日時	令和4年6月27日(月) 午後2時から 午後3時10分まで
開催場所	本庄市役所 大会議室
出・欠席者	別紙のとおり
議事日程	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 あいさつ 3 議事録署名委員及び書記の指名 4 付議事件の上程、提案理由及び内容の説明、質疑並びに採決 <ol style="list-style-type: none"> (1) 第30号議案 農地法第3条の規定による許可申請について (2) 第31号議案 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(通年) (4) 第32号議案 農地法第5条の規定による許可申請について (4) 第33号議案 本庄農業振興地域整備計画の変更について (5) 報告第27号 農地法第3条の3の規定による届出について (6) 報告第28号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について (7) 報告第29号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について (8) 報告第30号 農地法第18条第6項の規定による届出について (9) 報告第31号 農業用施設(2a未満)の設置に伴う届出について (9) 報告第32号 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う事業計画について 5 事務局連絡事項 6 閉会
配付資料	<ol style="list-style-type: none"> 1 令和4年第6回本庄市農業委員会総会議事日程 2 令和4年第6回本庄市農業委員会総会議案 3 本庄農業振興地域整備計画の変更について(別冊) 4 本庄市記者発表資料(降ひょう被害について)

	5 事務局連絡事項 6 (農業者年金) 令和4年度加入推進活動管理表ワークシート
主管課	農業委員会事務局

議 事 録

会 議 の 経 過	
発 言 者	発 言 内 容
事務局長	<p>それでは、定刻でございますので、ただいまより総会を始めさせていただきます。</p> <p>議事日程に従いまして、進めさせていただきます。</p> <p>まず、議事日程1の開会を細野会長代理にお願いいたします。</p>
細野会長代理	<p>こんにちは。本日はお忙しい中、お集まりいただき誠にありがとうございます。</p> <p>それでは、ただ今から令和4年第6回本庄市農業委員会総会を開会いたします。よろしくお願いいたします。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、議事日程2あいさつに移ります。田端会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
田端会長	<p>皆さまこんにちは。先ほど、事務局長からも話があったとおり、6月2日の降ひょうにつきましては、被害を受けられた方に心よりお見舞い申し上げます。私も被害を受けた身ではありましたが、事務局に申し合わせをして、皆さまにはお忙しいところご自身の地区の被害状況の把握に努めていただいております。特に、施設農業の方は大きな被害を受けられて、市長と被害状況を見回ったときにも本当に大変なことだと感じたところであります。その後、埼玉県の特例災害に指定されたと聞いています。補助金などの細かい内容については、今後分かってくると思います。露地野菜については、例えば、被害を受けたなすは、折れてしまったところから芽が出て花が咲いているそうです。この状況だと約2か月遅れの出荷になりますが、手入れを重ねれば何とか復活すると思いますので、被害に負けずに頑張ってくださいと思います。それでは、本日も慎重審議をお願いいたしまして、開会のあいさつにかえさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p>
事務局長	<p>本日、農業委員の福島公博委員、田島敏包委員、坂爪裕委員、推進委員の根岸正一委員より欠席の旨届出がありましたので、ご報告いたします。</p>

	<p>次に、総会の定足数についてでございます。農業委員会等に関する法律第27条第3項に「総会は、現に在任する委員の過半数が出席しなければ、開くことができない」と規定されております。本日の総会は、在任農業委員19名中16名出席で、定足数に達しておりますので、総会が成立し、在任農地利用最適化推進委員24名中23名の出席となっておりますことをご報告いたします。</p> <p>これより議事に入ります。本庄市農業委員会総会会議規則第5条の規定により、田端会長に議長をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、議事日程3、議事録署名委員及び書記の指名でございますが、慣例により、私から指名させていただきます。本日は、19番小賀野委員、1番細野会長代理の両名をお願いいたします。また、会議書記は、事務局の高群補佐を指名します。</p> <p>次に、議事日程4、付議事件の上程、提案理由及び内容の説明、質疑並びに採決に入ります。本日の付議事件は、議事日程のとおり議案4件及び報告6件であります。</p> <p>まず、第30号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第30号議案を説明いたしますので、議案書1ページをご覧ください。</p> <p>第30号議案、農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。</p> <p>本議案につきましては、農地法第3条第1項の規定により、別紙申請について処分したいので、ご提案申し上げるものでございます。議案内容ですが、農地法第3条の規定により、別紙の許可申請に係る処分の議決を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容につきましては、2ページをご覧ください。申請件数は、3件となります。その内訳は、使用貸借権の設定1件及び贈与による所有権移転2件でございます。</p> <p>次に、農地の権利移動についての許可判断要件をご説明いたします。農地法第3条第2項に許可判断の要件が規定されておまして、まず、全部効率利用要件で、農地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うこと。次に、農作業常時従事要件で、農作業に常時従事すること。次に、下限面積要件で、本庄市では経営面積の合計が50a以上であること。次に、地域との調和要件で、周辺の農地利用に悪影響を与えないこととなっております。農地の受け手がこれらすべての要件を満たしていないと許可できないこととなっております。以上でございます。</p>
議長	<p>それでは、整理番号1から整理番号3までについて、順番に事務局から説明、</p>

	<p>地区担当委員から報告をいただきました後に、ご質問いただき、その後、一括で審議とさせていただきますので、よろしくお願いたします。</p> <p>まずは、整理番号1について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号1を説明いたしますので、2ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、小島地内の田1筆及び畑1筆、万年寺2丁目地内の畑3筆、万年寺3丁目地内の畑1筆、下野堂1丁目地内の畑1筆、並びに沼和田地内の田1筆ございます。面積は記載のとおりです。使用貸借権の設定です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、塩原茂夫委員及び塩原廣一委員でございます。なお、申請地位置図は、3ページから6ページまでとなります。</p> <p>受人所有農地の現地調査及び書類審査を実施しましたところ、許可判断要件すべてを満たしているものと考えます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号1についてですが、地区がまたがっており、担当の委員の方が2名となります。まずは、塩原茂夫委員から報告をお願いいたします。</p>
塩原茂夫委員	<p>6番塩原より、整理番号1について報告させていただきます。</p> <p>6月25日午後5時頃、亀田推進委員と現地確認及び受人から聞き取りを行いました。申請地の概要につきましては、議案書3ページ3-1-1から議案書5ページ3-1-3の地図をご覧ください。</p> <p>恐れ入ります、議案書2ページにお戻り下さい。</p> <p>申請事由は、親子間による使用貸借権の設定でございます。もともと農業経営の移譲に伴い使用貸借を行っていましたが、期間満了により再設定するものです。受人の年齢は65歳、本人の農業従事日数は350日です。農機具はトラクター1台、軽トラック1台、ホイールローダー1台を所有しており、経営力についての生産性は適当であると思われま。</p> <p>申請地及び受人経営農地の耕作状況は、すべての農地で保全管理がされており、周辺農地への支障の恐れはありませんでした。また、下限面積要件も満たしていることから、何ら問題ないと思われま。</p> <p>以上、ご報告いたします。</p>
議長	<p>次に、塩原廣一委員から報告をお願いいたします。</p>
塩原廣一委員	<p>続いて、5番塩原より報告いたします。</p> <p>6月24日午後2時頃、戸塚推進委員と現地確認調査を行いました。</p> <p>申請地の概要につきましては、議案書6ページ、3-1-4の地図をご覧ください。申請地は、田中集落センターより西に400mほどの場所に位置しております。</p> <p>申請地及び受人所有農地の耕作状況を確認したところ、すべての農地が問題</p>

	なく利用されておりました。周辺農地への支障の恐れもないと思われま す。 以上、ご報告いたします。
議長	次に、整理番号2について、事務局より説明を求めます。
事務局長	整理番号2をご説明いたしますので、2ページをご覧ください。申請人の住所 氏名は、記載のとおりです。申請地は、久々宇地内の畑1筆、面積は記載のと おりです。贈与による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担 当は、福島公博委員でございます。なお、申請地位置図は、7ページになります。 受人所有農地の現地調査及び書類審査を実施しましたところ、許可判断要件 すべてを満たしているものと考えます。以上でございます。
議長	整理番号2についてですが、本日、福島公博委員が欠席ですので、同じ担当地 区の高橋推進委員から報告をお願いいたします。
高橋推進 委員	推進委員の高橋より報告させていただきます。 6月25日午後1時頃、福島農業委員と現地確認及び渡人から聞き取りを行 いました。 申請地の概要につきましては、議案書7ページ3-2の地図をご覧ください。 久々宇農村公園より南東に90mほどの場所に位置しております。 恐れ入ります、議案書2ページにお戻り下さい。 申請事由は贈与でございます。受人の年齢は83歳、本人の農業従事日数は 150日です。農機具はトラクター1台、田植機1台、管理機1台、耕うん機1 台、軽トラック1台をリースしており、経営力についての生産性は適当である と思われま す。 申請地及び受人経営農地の耕作状況は、すべての農地で保全管理がされてお り、周辺農地への支障の恐れはありませんでした。また、下限面積要件も満たし ていることから、何ら問題ないと思われま す。 以上、ご報告いたします。
議長	次に、整理番号3について、事務局より説明を求めます。
事務局長	整理番号3をご説明いたしますので、2ページをご覧ください。申請人の住所 氏名は、記載のとおりです。申請地は、大字なし地内の畑1筆、面積は記載のと おりです。贈与による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担 当は、細野会長代理でございます。なお、申請地位置図は、8ページになりま す。 受人所有農地の現地調査及び書類審査を実施しましたところ、許可判断要件 すべてを満たしているものと考えます。以上でございます。
議長	整理番号3について、細野会長代理から報告をお願いいたします。
細野会長	1番、細野より、整理番号3について報告させていただきます。

代理	<p>6月25日午後1時頃、細野林之助推進委員と現地確認及び受人から聞き取りを行いました。申請地の概要につきましては、議案書8ページ3-3の地図をご覧ください。国道17号東台5丁目信号より北東に200mほどの場所に位置しております。</p> <p>恐れ入ります、議案書2ページにお戻り下さい。</p> <p>申請事由は売買でございます。受人の年齢は49歳、本人の農業従事日数は360日です。農機具はトラクター2台、軽トラック1台、トラック1台、管理機3台、肥料散布機1台、ユンボ1台を所有しており、経営能力についての生産性は適当であると思われまます。また、申請地はブロッコリー、白菜を作付けする予定です。</p> <p>申請地及び受人経営農地の耕作状況は、すべての農地で保全管理がされており、周辺農地への支障の恐れはありませんでした。また、下限面積要件も満たしていることから、何ら問題ないと思われまます。</p> <p>以上、ご報告いたします。</p>
議長	<p>ただいまの、整理番号1から整理番号3までの説明及び報告に対しまして、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号1から整理番号3までの許可申請について、許可することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議ございませんので、許可といたします。</p> <p>次に、第31号議案「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(通年)」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第31号議案を説明いたしますので、議案書9ページをご覧ください。</p> <p>第31号議案、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(通年)をご説明申し上げます。本議案につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙、農用地利用集積計画を決定したいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、別紙の農用地利用集積計画の決定に係る議決を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>計画内容については、10ページ及び11ページをご覧ください。今回の申請件数は、11件です。田2筆及び畑15筆の面積合計2万465平方メートルの利用権設定でございます。</p> <p>次に、農用地利用集積計画について説明します。農用地利用集積計画は、農業</p>

	<p>委員会の決定を経て、市で公告しますが、決定の要件としては農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定により、市で定めた基本構想に適合することが必要でございます。</p> <p>本庄市では、利用権の設定等を受ける者が備えるべき要件として、全ての農用地を効率的に耕作又は養畜の事業を行うと認められること、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること等とされており、以上の要件を備えることと定めております。今回の農用地利用集積計画の内容は、これらの要件を満たしているものと考えます。以上でございます。</p>
議長	<p>ただいま事務局より説明がありましたが、私、田端は、利用権の設定等を受ける者として同居の親族が、また、農業委員の鈴木良美委員及び推進委員の鈴木誠委員につきましては、利用権の設定等を渡す者として本人が議事対象となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定及び同法令を準用して、議事に参与できませんので、退席をお願いいたします。</p> <p>(退席後)</p>
細野会長 代理	<p>ただいま会長が事故のため退席しておりますので、農業委員会等に関する法律第5条第5項の規定に基づき、会長代理が会長の職務を行います。また、本庄市農業委員会総会会議規則第5条の規定に基づき、会長代理が議長となり、議事を整理します。</p> <p>第31号議案について、皆さんから、ご質疑がございましたらお願いいたします。</p>
間正委員	<p>事務局にお尋ねいたします。計画の11番の借主はどのような法人でしょうか。</p>
事務局	<p>事務局より回答いたします。この法人は、議案書記載のとおり、所在地は千代田区になっておりますが、本庄市西富田に本庄支店を持っている農業法人でございます。児玉町秋山でとうもろこしなどを作付けしたいということで1年ほど前から相談を受けておりました。3、4か月ほど前にも利用権設定をしており、その場所は、従来さいたま市のNPO法人が借り受けて耕作していましたが、NPO法人の撤退に伴い雑草が生い茂っていたところ、農地を引き継いで耕作している法人でございます。</p>
細野会長 代理	<p>他にご質疑がございましたら、お願いいたします。</p> <p>(なし)</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>第31号議案については、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p>

	<p>(異議なし)</p> <p>ご異議ございませんので、第31号議案については、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>事務局に申し上げます。田端会長、鈴木良美委員及び鈴木誠委員の復席をお願いします。</p> <p>(復席)</p> <p>会長が復席いたしましたので、議長の職務代理を降ろさせていただきます。ご協力ありがとうございました。</p>
議長	<p>議事参与制限により退席しておりましたが、再度、私が議長の職を行いますので、よろしく申し上げます。</p> <p>次に、第32号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第32号議案を説明いたしますので、議案書12ページをご覧ください。</p> <p>第32号議案、農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農地法第5条第3項の意見を付して、埼玉県知事に送付するため、別紙申請について意見の決定をしたいので、ご提案申し上げるものでございます。議案内容ですが、農地法第5条の規定により、別紙の許可申請について意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容については、13ページをご覧ください。申請件数は、所有権移転3件及び使用貸借権4件でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>それでは、整理番号1から整理番号7までを、順番に事務局から説明、地区担当委員からの報告をいただきました後に、ご質疑いただき、その後、審議とさせていただきたいと存じますので、よろしく願いいたします。まずは、整理番号1について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号1をご説明いたしますので、13ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町金屋地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、第1種中高層住居専用地域です。地区担当は、田端会長でございます。</p> <p>申請地位置図は、14ページをご覧ください。5-1については、第1種中高層住居専用地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は、原則、許可相当であることから立地基準を満たしており、また、一般基準の不許可相当に該当する項目も申請書類を審査する限りにおいて、ないことから、本申請は、許可相当であるものと考えます。以上でございます。</p>

議長	<p>整理番号1につきましては、本来であれば、私が地区担当委員として報告するところではございますが、私が議事進行中のため、同地区内の倉野内推進委員から報告をお願いいたします。</p>
倉野内 推進委員	<p>田端会長に代わりまして、倉野内が報告させていただきます。6月25日午後2時頃、田端会長と現地確認を行いました。申請地の概要については議案書14ページ、5-1の地図をご覧ください。</p> <p>申請地は金屋保育所前交差点から、南東約230mに位置しております。恐れ入ります、議案書13ページにお戻りください。</p> <p>申請目的は自己用住宅用地としての所有権移転となっております。申請人は現在両親の住む家で生活していますが、これから子供の成長を考えて自己用住宅の建築が必要になり、今回の申請に至りました。転用目的及び必要性は妥当であると思われまます。</p> <p>農地を分断し集団性に支障が生じないこと、農道や水路にも支障を及ぼす恐れもないことから転用にあたっては特に問題ないかと思われまます。</p> <p>以上、ご報告します。</p>
議長	<p>次に、整理番号2について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号2をご説明いたしますので、13ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、北堀地内の田1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、使用貸借権です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域となっております。地区担当は、立石委員でございます。</p> <p>申請地位置図は、15ページをご覧ください。5-2については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められることから、立地基準を満たしており、また、申請書類を審査する限りにおいて、一般基準の不許可相当に該当する項目もないことから許可相当であるものと考えます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号2について、立石委員から報告をお願いいたします。</p>
立石委員	<p>8番立石より報告します。6月20日午後1時頃、内田推進委員と現地確認並びに渡人より聴き取り調査を行いました。議案書13ページと15ページ、5-2の地図をご覧ください。</p> <p>申請地は本田神社より南に100mほどの場所に位置しております。西側は道路に面し、周りは住宅に隣接しております。この場所は、祖父が、以前育苗ハウスとして野菜の苗を作っていた場所ではありますが、孫にあたる受人が住</p>

	<p>宅を建てるということで今回の申請に至りました。</p> <p>周辺農地への支障はなく、許可にあたっては何ら問題はないかと考えられます。</p> <p>皆さま方の慎重審議、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>整理番号3について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号3をご説明いたしますので、13ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、農機具置場用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、永尾委員でございます。</p> <p>申請地位置図は、16ページをご覧ください。5-3については、農用地区域から除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地であることから第1種農地と判断いたしました。第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が農業用施設である農機具置場用地であるため、第1種農地の不許可の例外として、農地法施行令第11条第1項第2号イに規定する「申請に係る農地を農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設に供するもの」に該当し、許可相当になるものと考えます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと考えます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号3について、永尾委員から報告をお願いいたします。</p>
永尾委員	<p>11番、永尾より報告させていただきます。</p> <p>6月22日午前8時頃、宮部推進委員と現地確認をしました。議案書16ページ5-3の地図をご覧ください。申請地についてですが、国道254号線大天白の交差点より北へ約150mの場所に位置しております。</p> <p>恐れ入ります。議案書13ページにお戻りください。</p> <p>申請目的は農機具置き場としての所有権移転でございます。申請人は父親と農業を営む傍ら、農産物加工場を経営しており、申請地の南側にある宅地をトラクターなどの農機具と加工場のパート従業員の駐車場として利用しています。従業員数が当初より増えたことにより手狭になり、駐車場の確保が必要となってきました。また、農機具と従業員の車が混在して危険であることから、隣接する申請地を農機具置き場として利用し、これまでの宅地の敷地を従業員駐車場として利用する計画です。なお、この申請地は粘土を採取した後の埋立地で、生産性が無く農業には適していないとのことでございます。以上のことから転用目的及び必要性は妥当であると思われまます。</p> <p>申請地周辺は、東側に農地が広がっていますが、周辺は宅地化が進んでいるため農地へ支障をきたす恐れもないことから、転用にあたっては特に問題ないか</p>

	<p>と思われます。</p> <p>以上、報告いたします。</p>
議長	次に、整理番号4について、事務局より説明を求めます。
事務局長	<p>整理番号4をご説明いたしますので、13ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、西五十子地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、使用貸借権です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域となっています。地区担当は、立石委員でございます。</p> <p>申請地位置図は、17ページをご覧ください。5-4については、農用地区域から除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地であることから第1種農地と判断いたしました。第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が自己用住宅用地であるため、第1種農地の不許可の例外として、農地法施行規則第33条第4号に規定する「住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの。」に該当し、許可相当になるものと考えます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと考えます。以上でございます。</p>
議長	整理番号4について立石委員の報告をお願いいたします。
立石委員	<p>8番立石より報告します。6月20日午後2時頃、内田推進委員と現地確認並びに受人より聴き取りを行いました。議案書13ページと17ページ、5-4の地図をご覧ください。</p> <p>申請地は、花園本庄線西五十子の交差点から東200mほどの場所に位置し、東側は道路に面しております。西五十子と東五十子との自治会境に位置し、西五十子側は住宅に隣接しています。受人と渡人との関係は親子で、権利区分は使用貸借となります。</p> <p>周辺農地への支障はなく、許可にあたっては何ら問題はないかと考えられます。</p> <p>皆さま方の慎重審議、よろしくお願いいたします。以上、報告いたします。</p>
議長	次に、整理番号5について、事務局より説明を求めます。
事務局長	<p>整理番号5を説明いたしますので、13ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町河内地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、使用貸借権です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、木村委員でございます。</p> <p>申請地位置図は、18ページをご覧ください。5-5については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満である</p>

	<p>ことから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められることから、立地基準を満たしており、また、申請書類を審査する限りにおいて、一般基準の不許可相当に該当する項目もないことから許可相当であるものと考えます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号5について木村委員の報告をお願いいたします。</p>
木村委員	<p>17番、木村より報告させていただきます。6月22日午後3時頃、木村雅推進委員と現地確認を行いました。申請地の概要については議案書18ページ、5-5の地図をご覧ください。申請地は本泉公会堂から、南東約350mに位置しております。</p> <p>恐れ入ります、議案書13ページにお戻りください。</p> <p>申請目的は自己用住宅用地としての使用貸借権設定となっております。申請人は、現在本庄市内の借家で生活しています。子供の成長や、農繁期などに実家の手伝いをするため妻の実家の近くに自己用住宅の建築が必要になり、今回の申請に至りました。以上のことから、転用目的及び必要性は妥当であると思われまます。</p> <p>農地を分断し集団性に支障が生じないこと、農道や水路にも支障を及ぼす恐れもないことから、転用にあたっては特に問題ないかと思われまます。以上、ご報告します。</p>
議長	<p>次に、整理番号6について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号6をご説明いたしますので、13ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町高柳地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、使用貸借権です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、田端会長でございます。</p> <p>申請地位置図は、19ページをご覧ください。5-6については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められることから、立地基準を満たしており、また、申請書類を審査する限りにおいて、一般基準の不許可相当に該当する項目もないことから許可相当であるものと考えます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号6について、整理番号1と同様の理由により、倉野内推進委員から報告をお願いいたします。</p>
倉野内 推進委員	<p>田端会長に代わりまして、倉野内が報告させていただきます。6月25日午後1時頃、田端会長と現地確認を行いました。申請地の概要については議案書19</p>

	<p>ページ、5－6の地図をご覧ください。申請地は小山川千本桜橋北東約170mに位置しております。</p> <p>恐れ入ります、議案書13ページにお戻りください。</p> <p>借受人と貸渡人の関係は親子です。申請目的は自己用住宅用地としての使用貸借権設定となっております。申請人は現在本庄市内の借家で生活しています。子供の成長や実家のそばに住んでほしいという両親の希望を踏まえて、自己用住宅の建築が必要になり、今回の申請に至りました。転用目的及び必要性は妥当であると思われまます。</p> <p>農地を分断し集団性に支障が生じないこと、農道や水路にも支障を及ぼす恐れもないことから転用にあたっては特に問題ないかと思われまます。</p> <p>以上、ご報告します。</p>
議長	次に、整理番号7について、事務局より説明を求めます。
事務局長	<p>整理番号7をご説明いたしますので、13ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町高柳地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、田端会長でございます。</p> <p>申請地位置図は、19ページをご覧ください。5－7については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められることから、立地基準を満たしており、また、申請書類を審査する限りにおいて、一般基準の不許可相当に該当する項目もないことから許可相当であるものと考えます。以上でございます。なお、当該受人につきましては、令和3年10月総会における本庄農業振興地域整備計画の変更において、農用地区域からの除外を行い、自己用住宅を建設する予定でございましたが、当該建設計画を変更し申請を行うものです。なお、計画変更前の農地につきましては、第33号議案におきまして、農用地区域への編入のご意見を伺うことになっております。以上でございます。</p>
議長	整理番号7について、整理番号1と同様の理由により、倉野内推進委員から報告をお願いいたします。
倉野内 推進委員	<p>田端会長に代わりまして、倉野内が報告させていただきます。6月25日午後1時30分頃、田端会長と現地確認を行いました。申請地の概要については議案書19ページ、5－7の地図をご覧ください。申請地は小山川千本桜橋北東約270mに位置しております。</p> <p>恐れ入ります、議案書13ページにお戻りください。</p>

	<p>申請目的は自己用住宅用地としての所有権移転となっております。申請人は、現在、児玉町小平に家族3人で生活していますが、県道長瀬児玉線の歩道拡幅に伴い転居が必要になり今回の申請に至りました。申請地は、現在居住している住宅に近接しており、養蜂経営も敷地内で行う計画です。転用目的及び必要性は妥当であると思われまます。</p> <p>農地を分断し集団性に支障が生じないこと、農道や水路にも支障を及ぼす恐れもないことから転用にあたっては特に問題ないかと思われまます。</p> <p>以上、ご報告します。</p>
議長	<p>ただいま、整理番号1から整理番号7までの説明及び報告に対しまして、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号1から整理番号7について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、第33号議案「本庄農業振興地域整備計画の変更について」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第33号議案を説明いたしますので、議案書20ページをご覧ください。</p> <p>第33号議案、本庄農業振興地域整備計画の変更について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により、本庄市長から意見を求められたので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、本庄農業振興地域整備計画について、別冊のとおり変更することについて意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>本議案については、農用地利用計画の変更に係る申出書及び農用地区域編入申出書が本庄市長へ提出された案件について、本庄市農業振興整備促進審議会で審議する前に、農業委員会や土地改良区などの関係機関に意見を求め、当該計画の変更が適切かどうかの協議をして、その意見を本庄市長に回答するものです。</p> <p>申出内容については、別冊1ページをご覧ください。農用地区域からの除外2件及び農用地区域への編入1件となっております。</p> <p>農用地区域内の農地については、原則、転用は認められませんが、農業と集落地域の振興を図るため、農家住宅など集落地域の連たん性のある地域で、農業振興地域の整備に関する法律及び本庄農業振興地域整備計画の管理に関する運用方針に定める基準に従って、例外的に農用地区域からの除外を認めることとなって</p>

おり、除外の手続きを経たうえで、転用申請を行う必要があります。

今回の事案番号1及び事案番号2の農用地区域からの除外については、除外が可能である分家住宅及び既存施設の拡張の申出となっています。

事案番号3については、分家住宅建設の中止に伴う、農用地区域への編入申出となっております。

申出内容の詳細を説明いたします。まず、事案番号1を説明いたしますので、3ページをご覧ください。こちらが、農用地利用計画の変更に係る申出書となります。土地所有者及び事業計画者の住所氏名は、記載のとおりです。変更目的は、分家住宅の建設です。4ページ及び5ページをご覧ください。こちらは、変更後の使用目的に係る資料でございます。事業計画、当該土地を選定した理由及び経緯は、記載のとおりです。当該土地に関係する土地基盤整備事業等の概要は、該当なしです。関係法令に基づく許認可等は、農地法第5条の許可及び都市計画法第29条の許可となっております。6ページが位置図、7ページが付近案内図、8ページが農用地区域図で少し色が濃くなっているところが、農用地区域で青地の農地となります。9ページが公図の写しとなります。当該申出地は、集落に接続しており、農業に関する公共投資により得られる効用に著しい支障を及ぼす恐れがない土地であると考えます。なお、10ページが事業計画図となります。

次に、事案番号2を説明いたしますので、12ページをご覧ください。

こちらが、農用地利用計画の変更に係る申出書となります。土地所有者及び事業計画者の住所氏名は、記載のとおりです。申出地は、栗崎地内の田1筆、面積は記載のとおりです。変更目的は、敷地拡張による駐車場及び資材置場の増設です。13ページ及び14ページをご覧ください。こちらは、変更後の使用目的に係る資料でございます。事業計画、当該土地を選定した理由及び経緯は、記載のとおりです。当該土地に関係する土地基盤整備事業等の概要は、美児沢用水土地改良区です。関係法令に基づく許認可等は、農地法第5条の許可となっております。15ページが位置図、16ページが付近案内図、17ページが農用地区域図、18ページが公図の写しとなります。今般、当該申出地に隣接する駐車場の西側に事務所併用住宅を建設し、共栄にある事務所機能を移転することから、事務所社員等の駐車場及び資材置場のスペースの確保が新たに必要となり敷地拡張をするもので、農業に関する公共投資により得られる効用に著しい支障を及ぼす恐れがない土地であると考えます。なお、19ページが土地利用計画図、20ページが浸透槽設計計画概要となります。

次に、事案番号3を説明いたしますので、22ページをご覧ください。こちらが、農用地区域編入申出書となります。申出人である土地所有者の住所氏名は、

	<p>記載のとおりです。申出地は、児玉町小平地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。編入理由は、農用地として利用するためとなっています。23ページが位置図、24ページが付近案内図、25ページが農用地区域図、26ページが公図の写しとなっていて、申請地と記してある土地が現在のところ農用地区域から除外されて白地になっています。当該申出地は、令和3年に申出人の親族が事業計画者となって分家住宅を建設するために農用地区域から除外されましたが、その後、住宅の建設が中止となってしまい、現在も農地として利用している状況です。</p> <p>このように、農用地区域内の農地であったもので、現在も耕作の目的に供している優良農地であることから、農用地区域内農地への編入は、適当であろうと思われれます。</p> <p>以上で本議案の説明を終わります。</p>
議長	<p>第33号議案について、皆さんから、ご質疑がございましたらお願いいたします。</p> <p>(なし)</p> <p>それでは、お諮りいたします。第33号議案については、原案のとおり変更することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議ございませんので、第33号議案については、原案のとおり変更することに「同意」で、市長に回答いたします。</p> <p>以上で、議案審議を終了いたします。</p> <p>続きまして、報告に入ります。報告につきまして、報告第27号から報告第32号までを、順番に事務局よりお願いします。</p>
事務局長	<p>まずは、報告第27号を説明いたしますので、議案書21ページをご覧ください。</p> <p>報告第27号、農地法第3条の3の規定による届出について、専決処分したので報告いたします。</p> <p>届出内容については、22ページ及び23ページをご覧ください。専決処分件数は、7件です。相続等により農地を取得した場合は、遅滞なく農業委員会へ届け出なければならないという規定による届出でございます。</p> <p>続きまして、報告第28号をご説明いたしますので、議案書24ページをご覧ください。</p> <p>報告第28号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、専決処分したので報告いたします。</p> <p>届出内容については、25ページをご覧ください。専決処分件数は、5件です。</p>

市街化区域内にある農地を農地以外のものにする場合は、あらかじめ農業委員会へ届け出ることで県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。

続きまして、報告第29号をご説明いたしますので、議案書26ページをご覧ください。

報告第29号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、専決処分したので報告いたします。

届出内容については、27ページをご覧ください。専決処分件数は、7件です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにして、所有権の移転などをする場合は、あらかじめ農業委員会に届け出ることで県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。

続きまして、報告第30号をご説明いたしますので、議案書28ページをご覧ください。

報告第30号、農地法第18条第6項の規定による通知について、別紙農地の賃貸借契約合意解約通知書を受領しましたので、報告いたします。

通知内容については、29ページをご覧ください。賃貸借契約合意解約通知書の受理件数は、4件です。農地の賃貸借につき合意による解約の通知が農地法第18条第1項ただし書の規定により、同項の許可を要しないで行われた場合には、これらの行為をした者は、農業委員会にその旨を通知しなければならないという規定による通知でございます。

続きまして、報告第31号を説明いたしますので、議案書30ページをご覧ください。

報告第31号、農業用施設（2アール未満）の設置に伴う届出について、農地法施行規則第29条第1号の規定により、別紙の届出について、専決処分したので報告いたします。

届出内容については、31ページをご覧ください。専決処分件数は、2件です。2アール未満の農地を農業用施設に供する場合は、あらかじめ農業委員会へ届け出ることで県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。

続きまして、報告第32号を説明いたしますので、32ページをご覧ください。

報告第32号、認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う事業計画について、農地法施行規則第53条第14号の規定により、認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に係る農地転用の許可は要しないものですが、事業計画書の提出がなされたので、別紙のとおり報告するものでございます。

事業計画書については、33ページをご覧ください。届出件数は、1件です。以上でございます。

議長	<p>報告でありますので、ご了解いただきたいと思います。</p> <p>以上で、報告を終了いたします。</p> <p>皆さまのご協力により、本日の付議事件は、すべて終了いたしました。ここで、議長の座を降ろさせていただきます。ありがとうございました。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、議事日程5、事務局連絡事項に移ります。</p> <p>(事務局長説明)</p> <p>以上をもちまして、令和4年第6回本庄市農業委員会総会を閉会いたします。大変、お疲れ様でございました。</p>

令和4年第6回本庄市農業委員会総会出・欠席者名簿

開催日	令和4年6月27日(月)
開催場所	本庄市役所 大会議室
開会時刻	午後2時
閉会時刻	午後3時10分
会長	田端 講一
会長代理	細野 俊文

議席番号	農業委員氏名	出欠状況	議事録署名人	地区	推進員氏名	出欠状況
1	細野 俊文	出席	○	藤田	糸原 直樹	出席
2	関根 清	出席		仁手	吉田 芳昭	出席
3	金井 章夫	出席			高橋 公仁	出席
4	福島 公博	欠席		旭	戸塚 毅	出席
5	塩原 廣一	出席			亀田 伸一郎	出席
6	塩原 茂夫	出席		北泉	内田 信哉	出席
7	福田 武久	出席			荒井 康男	出席
8	立石 勝義	出席			門倉 恒茂	出席
9	岡芹 喜行	出席		児玉	田島 勇扇	出席
10	宮部 延一	出席			宮部 豊徳	出席
11	永尾 路子	出席		金屋	倉野内 浩	出席
12	田島 敏包	欠席			鈴木 幹雄	出席
13	田端 講一	出席			鈴木 誠	出席
14	鳥澤 和子	出席		秋平	福田 光男	出席
15	鈴木 良美	出席			清水 辰雄	出席
16	間正 始	出席			根岸 正一	欠席
17	木村 文子	出席		本泉	櫻井 利夫	出席
18	坂爪 裕	欠席			木村 雅	出席
19	小賀野 昇	出席	○	共和	新井 明夫	出席
本庄	細野 林之助	出席			出牛 康	出席
藤田	小川 忠	出席			山本 道雄	出席
	福島 正紹	出席				

説明員

事務局長	中西 太
局長補佐兼庶務係長	高山 教子
局長補佐兼農地係長	高群 邦人
庶務係主査	飯川 佳紘
農地係主任	新井 靖子
農地係主事補	江森 憲太
支所環境産業課産業係主査	森本 克美

書記

局長補佐兼農地係長 高群 邦人